

議員等の解職請求に係る最高裁判例について

学説紹介

1、議員や長の解職請求が過去において無効とされたもので、地方公務員や農業委員などが請求者代表に入っていることを理由とされたものがいくつかある。

すなわち、昭和29年の最高裁判例、昭和28年の神戸地裁判決やそれに基づく行政実例では、議員・長の解職請求や議会解散の直接請求では請求から投票に到るまでは一連のものとして公職選挙法の準用があるので、公職選挙法89条の規定で農業委員も含む公務員は投票のある直接請求（議会解散、議員・長解職）の代表者にはなれない、故にその者が請求代表者として集めた署名は全て無効である、とされてきた。

しかし、これについては、地方自治法第85条に公職選挙法の準用は直接請求の解職（解散）の投票段階であると明記されているところから、行政法学会では大きな疑問が持たれてきていた。

2、例えば、『注解法律学全集6』の「地方自治法I」（園部逸夫監修 太田和紀著 青林書院1998年1月発行）の第5章直接請求（189p）には別紙のような記述がある。

すなわち、施行令（108条第2項）などには直接請求者を公選法の公職の立候補者とみなす規定や読替表があるが、それらは住民投票段階の規定であり、「公職選挙法の予定していない直接請求権の行使」について制限するのは問題があるとして、以下のようにいう。

「……行政実例（行実昭27・12・13、行実昭和28・1・28）は、本条にいう解散の投票および解職の投票とは、請求代表者証明書交付の手続きに始まる一連の手続きをいうものとしているが、解散・解職の投票の手続きは、選挙管理委員会が投票の期日を告示した時から始まると考えるのが自然であり、立法論として再検討の余地がある。」と。このように行政実例やそれと同趣旨の最高裁判例を明確に批判し、本条（地自法第85条）で直接請求権の制限（公務員の請求代表権）をすることを不自然だとし、さらにそのような制限を加えるのであれば「立法論」として検討、すなわち新たな立法措置が必要だと指摘しているのである。

3、このような指摘は他にも幾つかの専門書にもある。

例えば、*「逐条研究地方自治法I」地方自治総合研究所編・日本評論社1985年、
*「注釈地方自治法」山内一夫ほか編第一法規1985年)

50年前の過る行政実例や判例が専門の法律家の間ではすでに法的根拠がなく是正される必要があると認識されている。

東洋町の今回の議員解職請求者たちの主張は独自の見解ではなく、十数年前から法律家の通説となっていたと考えられる。